

(別添)

令和 8 年度農薬の野生ハナバチ類に対する環境影響等実地調査業務に係る仕様書

1. 件名

令和 8 年度農薬の野生ハナバチ類に対する環境影響等実地調査業務

2. 業務の目的

平成 30 年 6 月 15 日に農薬取締法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 53 号）が公布され、農薬の動植物に対する影響評価の対象が、従来の水産動植物から、陸域を含む生活環境動植物に拡大された。このことを踏まえ、令和 2 年 10 月 1 日以降に新たに登録申請される農薬については、野生ハナバチ類が評価対象動植物に追加されている。

一方で、野生ハナバチ類の予測ばく露量の算定には科学的な不確実性を伴うことから、実環境中における野生ハナバチ類の農薬ばく露量を把握する取組を進め、予測ばく露量算定の妥当性を検証する必要がある。

本業務では、野生ハナバチ類の農薬ばく露実態を継続的に把握するためのモニタリング計画骨子案を策定するとともに、モニタリングにおける分析法の精度管理の一環として、試料中の農薬の保存安定性試験及び試料中の農薬成分の LC-MS/MS 測定におけるマトリクス影響確認試験を実施する。

3. 業務の内容

(1) 野生ハナバチ類のモニタリング計画骨子案の策定

これまでの「農薬の野生ハナバチ類に対する環境影響等実地調査業務」において得られた農薬分析結果等の成果を整理・精査し、農薬が野生ハナバチ類に与える影響を継続的に把握するための、野生ハナバチ類の農薬ばく露実態に関するモニタリング計画の骨子案を策定する。骨子案の策定に当たっては土地利用区分を考慮する等サンプリング地点の割り付け方針、調査地点数、調査時期、分析対象とそのサンプリング方法及び分析対象農薬種の考え方を整理すること。

これらの検討結果を「モニタリング計画骨子案」として文書化すること。

なお、骨子案の内容については、取りまとめに先立ち環境省担当官と協議し、必要な調整を行うこと。

(2) 試料中の農薬の保存安定性試験等の実施

過年度事業において検討した分析法の精度管理の一環として、モニタリングを実施するにあたり結果の信頼性を確保するため、i) サンプリングから分析開始時までの間における試料中の農薬の保存安定性を確認する試験及び ii) ハチミツ試料中の農薬成分の LC-MS/MS 測定におけるイオン化に及ぼすマトリクス影響を確認する試験を実施する。

i) 保存安定性を確認する試験

検体数 3 としてニホンミツバチ虫体及びハチミツ試料に、別紙に示す 24 種

の対象農薬成分を2つの濃度で添加した後、遮光冷凍条件にて3か月間保存し、保存前後の試料中の農薬濃度を測定することにより、保存期間中における農薬の安定性を確認する。なお、2つの濃度のうち1つについてはMDL (Method Detection Limit: 分析法の検出下限値) の10倍程度の濃度とする。

ii) マトリクス影響を確認する試験

検体数3としてハチミツ抽出後試料に、別紙に示す9種の対象農薬成分をMDLの10倍濃度相当の量を添加し、当該添加試料と標準溶液の測定結果を比較することにより、LC-MS/MS測定におけるイオン化に及ぼすマトリクス影響を確認する。

試験に使用する虫体試料については、ニホンミツバチを優先的に使用するが、ニホンミツバチの入手が困難な場合は、環境省担当官と協議の上、セイヨウミツバチを使用することができるものとする。

試験結果については、保存条件ごとに整理し、分析法の精度管理に関する留意事項とともに報告すること。

(3) 業務報告書の作成

本業務の成果についてまとめた業務報告書を作成する。報告書の案については、業務履行期限の前に環境省担当官に提示し、必要な調整等を適宜行うこととする。

4. 業務履行期限

令和9年3月19日(金)まで

5. 成果物

紙媒体: 業務報告書 7部 (A4版、150頁程度、くるみ製本)

電子媒体: 業務報告書の電子データを収納した電子媒体 (DVD-R 又は CD-R) 2枚

業務報告書及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室

6. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

(2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 請負業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分については再委託することができない。総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分以外については、「環境省の請負契約における再委託の申請について」(<https://www.env.go.jp/content/000405286.pdf>)を参照の上、事前に環境省の書面による承認を得た場合に限り、再委託することができる。
- (4) 本業務に関する過年度の報告書は、環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室において閲覧可能である。

連絡先：環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室（TEL：03-5521-8323）

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

- (1) Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章：Microsoft 社 Word
 - ・計算表：表計算ソフト Microsoft 社 Excel
 - ・プレゼンテーション資料：Microsoft 社 PowerPoint
 - ・画像：PNG 形式又は JPEG 形式
 - ・音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式又は MPEG4 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、事前に当該権利保有者の了承を得て、成果物内に出典を明記し、可能な限り、当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

令和8年度農薬の野生ハナバチ類に対する環境影響等実地調査業務
仕様書 別紙

対象農薬成分名	i) 保存安定性を確認する試験	ii) マトリクス影響を確認する試験
アセタミプリド	○	
イミダクロプリド	○	
クロチアニジン	○	
ジノテフラン	○	
チアクロプリド	○	
チアメトキサム	○	
ニテンピラム	○	
フルピリミン	○	
フルピラジフロン	○	
スルホキサフロル	○	○
トリフルメゾピリム	○	
エトフェンプロックス	○	
エチプロール	○	○
フィプロニル	○	○
フェニトロチオン (MEP)	○	
フェントエート (PAP)	○	○
フェノブカルブ (BPMC)	○	○
トルフェンピラド	○	○
ピリダベン	○	
クロラントラニリプロール	○	○
シアントラニリプロール	○	○
シクラニリプロール	○	○
テブフェノジド	○	
ブプロフェジン	○	